

会津若松市議会政策討論会

議会制度検討委員会 中間総括



平成 25 年 8 月 9 日

議会制度検討委員会

委員長	隆淳一
副委員長	眞光俊
委員	阿部竹東
委員	伊木佐本
委員	土横成
委員	屋山田
委員	藤村
委員	政義
委員	札
委員	子

【 目 次 】

ページ

第 1	前期からの申し送り事項・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2	今期の取り組み方向について・・・・・・・・・・	2
第 3	先進事例研究及び政策研究・・・・・・・・・・	2
1	先進事例研究・・・・・・・・・・	2
(1)	先進事例研究セミナー 「福島町議会における議会白書の取り組みについて」 北海道福島町議会議長 溝部幸基 氏	
(2)	先進事例研究セミナーの総括	
2	政策研究・・・・・・・・・・	3
(1)	政策研究セミナー 「議会活動・議員活動の見える化について」 法政大学法学部教授 廣瀬克也 氏	
(2)	政策研究セミナーの総括	
3	見える化の方向性・・・・・・・・・・	4
第 4	議会白書に係る内容の検討経過・・・・・・・・	4
第 5	議会白書の広報・・・・・・・・・・	7
第 6	今後の取り組み方向・・・・・・・・・・	7
第 7	これまでの調査研究に係る経過一覧・・・・・・・・	9
別紙 1	「見て 知って 参加する ための手引書 ～会津若松市議会白書 平成25年版～」(資料編除く)・・・・・・・・	11
別紙 2	「見て 知って 参加する ための手引書 ～会津若松市議会白書 平成25年版～」周知について・・・・・・・・	34

政策討論会議会制度検討委員会中間総括

第1 前期からの申し送り事項について

前期の政策討論会議会制度検討委員会から、今後の取り組み方向について次のとおり申し送りがなされた。

第1は、地域民主主義の実現に向け、今後とも議会基本条例を踏まえ、市民との意見交換を行い、議員間で討議し、議会として意思を決定・提示することを通じて、行政改革、さらには市政発展を実現することを志向し、かつ、永続的に取り組んでいくことである。

第2は、第1で宣言した議会改革を進めることと並行して、議員報酬・議員定数の根拠となる議員活動の範囲・量や議会機能の維持・向上策等について、より多くの市民の皆さんのご理解が得られるよう、議会活動や議員活動の「見える化」を進めることが求められる。この見える化については、最終報告案でも、今後の課題として北海道松前郡福島町議会のような議員評価システムや議員白書的なものの検討に言及しているが、最終報告のマニフェスト的意義を踏まえ、より具体的課題として認識し、位置付けていくことが必要と考えられる。

第3は、市民の方々への説明と意見交換の場の拡充である。これまでの約2年間で計5回開催してきた市民との意見交換会（地区別）については、議会基本条例によって新たに築かれた市民と議会とをつなぐ正式な回路であり、今般のテーマの検討に当たっても、政策形成サイクルの起点としての問題発見に始まり、その後の問題分析、政策立案・決定の各段階で開催することで、市民の皆さんから貴重なご意見を頂くことができた。このことは政策形成サイクルの具体的な実践としても意義のある取り組みと評価することができるが、一方で、意見交換会は参加者の数・属性の点で課題も抱えているところである。そこで今後はその補完機能として、より多様な層の多くの市民の皆さんが参加し、意見交換ができる場の創出、例えば、議員活動・議員報酬・議員定数などをテーマとしたフォーラムやシンポジウムなどの開催を考えることも必要である。

第4に、議員報酬・議員定数に係る第三者機関の必要性である。今回の検討に当たって、市民委員2人を議会制度検討委員会に加えてきたところであるが、これはあくまで議会内会議への市民参加であり、第三者機関ではない。先進の自治体議会では議会の附属機関で議員報酬を検討する方向性を模索しており、議会基本条例第7条（附属機関の設置）も踏まえ、その活用について研究することも必要と考えられる。

以上、今後の取組方向として考えられる課題を挙げたが、今回の最終報告はあくまでもゴールではなく、議会活動・議員活動・議員報酬・議員定数について、今後とも、市民と一緒に継続して考え、検討していくためのスター

トとしての意義を有するものである。

今般の最終報告によって、会津若松市議会がさらに改革を進め、進化を続けていくとともに、そのような姿をよりわかりやすく説明し、市民の皆さんとの情報共有を通じて、会津若松市における地域民主主義を実現し、市勢の発展と市民福祉の向上につながっていくことを念願するものである。

第2 今期の取り組み方向について

第1回の政策討論会議会制度検討委員会（以下「議会制度検討委員会」という。）が平成23年10月7日に開催された。そこでは、委員長及び副委員長が互選され、並びに平成23年8月23日に議長より前期の議会からの申し送りがあったことについて、確認がなされた。

平成24年4月11日に開催された第3回議会制度検討委員会では、「議会活動、議員活動の検証と市民との情報共有のあり方について～議会の見える化とそのシステムづくり～」という具体的テーマを設定し、政策研究を開始した。

これは、議会としての政策課題である10討論テーマのうち、「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方について」が議会制度検討委員会に割り振られており、また前期議会からの申し送り事項である「議員報酬・議員定数の根拠となる議員活動の範囲・量や議会機能の維持・向上策等について、より多くの市民の皆さんのご理解が得られるよう、議会活動や議員活動の「見える化」を進めることが求められる。」を受けてのものである。

割り振られた政策課題を解決するため、専門的知見の活用や先進事例の研究などさまざまな手法を活用しながら、政策研究を進めていくこととなった。

あわせて会津若松市政策討論会に関する規程第5条の規定に基づく市民委員2名の公募を行うことが確認された。公募の結果、4名の応募があり、橋本登貴子氏及び小倉孝太郎氏の2名が選定された。

第3 先進事例研究及び政策研究

1 先進事例研究セミナー

(1) 先進事例研究セミナー

北海道松前郡福島町議会は、議会みずからが「見える化」のために努力し、議会白書において先進的な取り組みをしているため、参考にしたいとの考えから、福島町議会の溝部幸基議長によるセミナーを次のとおり開催した。

- ア 日時 平成24年7月31日（火）午後1時30分から午後3時まで
- イ 場所 会津若松市役所本庁舎3階 議場
- ウ 演題 「福島町議会における議会白書の取り組みについて」
- エ 講師 北海道福島町議会議長 溝部幸基 氏

オ 福島町議会の議会白書の概要

議会基本条例の規定に基づき、議会の基礎的な資料・情報及び議会・議員の評価等を1年ごとに調整し、議会白書として町民に公表している（平成24年度版は全125ページ）。

議会白書には、開かれた議会づくりの経過、本会議の審議、常任委員会等の活動、議会の活性度、議会の公開度、議会の報告度、住民参加度、議会の民主度、議会の監視度、議会の専門度等の項目が記載されており、資料として、議会による行政評価、議会報告会、議会基本条例諮問会議の答申、会議・行事等の出席状況、議会の評価・議員の自己評価の結果等が掲載されている。

特に、「会議・行事等の出席状況において」は、本会議や常任委員会のみならず、入学式、成人式など各種行事への参加状況について詳細に記載されており、また「議会の評価・議員の自己評価」においては、平成23年度の各議員の自己評価と平成24年度の活動目標が掲載されていた。

(2) 先進事例研究セミナーの総括

次のような意見等が出され、今後さらに議会の見える化の方向性について議論をしていくこととなった。

市民との意見交換の際、議員は議会のないときに何をしているのかとの質問がある。議会活動・議員活動の「見える化」を図るため、議会白書の必要性を感じた。議会白書の内容は、わかりやすい記述で多くの市民の目に触れることができるようなものにすべきである。また議員評価については、公平性、客観性の点で非常に難しい。

また、方向性としては、専門的知見を活用しながら、今後議会白書を作成していくことが確認された。

2 政策研究

(1) 政策研究セミナー

議会の役割や議会改革、さらには政策づくりや議会・議員活動のあり方などについて専門的な研究をしている法政大学法学部教授の廣瀬克也氏によるセミナーを次のとおり開催した。

ア 日時 平成24年11月14日（水）午後1時30分から午後3時まで

イ 場所 会津若松市役所本庁舎3階 議場

ウ 演題 「議会活動・議員活動の見える化について」

エ 講師 法政大学法学部教授 廣瀬克也 氏

オ 助言

市民は、議員の仕事の内容は知らないけど、議員は仕事をしてないに違いない、議員の報酬は知らないけど高すぎるに違いないと考えて

しまうのが一般的である。議員は、実際に行った事実（仕事）に基づいて市民から評価されるよう、議会の努力（見える化を進めること）が必要ではないか。

議会そのものは市政の課題を目立たせるためにある。市政の課題の論点を目立たせるために議論があり、それによって市民世論を触発していく刺激剤になることが議会の役割である。

市民が知りたいのは、議決の結果を左右した論点であり、それは議員からしか伝えられないことである。議会はどうしてそう考えたのか、そのポイントを伝えて欲しいのである。

(2) 政策研究セミナーの総括

次のような意見等が出され、議会白書の必要性を確認し、今後さらに見える化について議論をしていくこととなった。

市民に議会を知ってもらうことが重要である。市民に何を見せるのかではなくて、市民は何を見たいのかという市民目線で考えることが必要である。

議会側としては、議会活動・議員活動を市民に知ってもらいたいという考えがあり、市民側からすると議会がどう自分たちの生活や身近な問題に関わってもらうかということもある。議会白書が議会を利活用する「手引書」のようなものにするのか、今後さらにそのあり方について協議が必要である。

議会白書の内容が単にデータ集であっても白書と言えなくもないが、市民との意見交換会から出た市民の意見がその後どうなったのか、また請願・陳情に対して議会がどういう結論を出したのかということも記載すべきである。

3 見える化の方向性

上記のような意見を踏まえ、議会活動・議員活動の「見える化」を図るためには、議会白書が必要であるということを確認した。

議会白書は、会津若松市議会が協働型議会を目指しているという思いを市民に伝えられるようなものとすべきであるという意見。議会が市民にとってどういう存在なのか、議会の必要性を市民に感じてもらえるような内容にすべきであるという意見。また、わかりやすく、親しみやすいものになりたいとの意見等々、各委員からさまざまなものが出され、以後、その内容について検討が進められた。

第4 議会白書に係る内容の検討経過

1 平成24年11月21（水）自主研究

ここでは、主に、どのような項目を議会白書に記載すべきかについて、

「(仮称)議会白書に係る掲載項目のたたき台」をもとに意見が交わされた。

この日より、議会白書の具体的な内容について協議がはじまった。

構成の面では、議会の成果報告書のようなもの、議会の取扱い説明書のようなもの、子どもでもわかるようなものなどの議会白書の方向性に係る意見が出された。

また、掲載項目の面では、議案等を審議した結果、請願・陳情の結果とそれに応じた次年度の予算化、議員のこだわりの政策及びこだわりの理念、市民との意見交換会で得られた成果、議員の紹介、議員の公約などについて、その他として、広報議会との差別化や、完成後の周知方法などについて協議を行った。

2 平成 24 年 12 月 26 (水) 自主研究

今後、協議を進めていくためには、議会（議員）活動の「見える化」について並びに「(仮称)議会白書」の目的及び必要性について、議会制度検討委員会として共通認識を図っていくことが必要であることから、それを確認するなどのために開催された。

見える化の目的・必要性については、市民にとって議会とは何かを知ってもらうためのものであり、市民との意見交換会や請願・陳情などで議会に参加してもらい、会津若松市議会として「協働型議会」を目指すための見える化であるということを確認した。また、議会白書には、議会のまとまりとしての活動を記載し、市民が議会に参加し、議会を利用するための道具としての位置づけとすることとなった。

3 平成 25 年 1 月 15 (火) 自主研究

議会白書のタイトルや具体的な構成、イメージ等について協議を行った。

まず、タイトルについては、「見て、知って、参加するための手引書～会津若松市議会白書 平成 25 年版」とした。まえがき部分には、議会白書の目的を記載することとなるが、その内容について、確認した。

また、掲載項目及びその順についても次のとおり一定程度確認を行った。

- ・まえがき
- ・地方議会のしくみ、議会の役割
- ・市民の参加、請願・陳情、市民との意見交換会
- ・これまでの請願・陳情の内容と成果
- ・議会改革の取り組みについて
- ・議会活動の成果
- ・議会の評価
- ・資料編（各種データ）

さらには、全世帯へ配布する概要版について、掲載内容と経費の協議を行うとともに、次回以降は、たたき台をもとにして、項目の一つ一つについて、個別具体的に文言等を協議していくこととなった。

4 平成 25 年 2 月 13（水）自主研究

前回までの協議において、議会白書のタイトルや具体的な構成、イメージ等について、議会制度検討委員会で一定の共有が図られたため、議会白書の具体的な内容について検討した。

議会白書の原案ともいえるべき「イメージ図」をもとに協議を行い、さまざまな意見がだされた。

主なものとしては、会津若松市議会としての特徴の 1 つである政策討論会及び各分科会等を記載すること、政策形成サイクルにおける関連項目の掲載順、「市民・市議会・市長」の関係性についての加筆、見出しの項目名などについてである。

また、議会活動（会議）の県内他市との比較についてであるが、その必要性について、議論が交わされ、このことについては、資料を実際に作成し、次回、掲載すべきか否かについて検討することとなった。

5 平成 25 年 4 月 15（月）自主研究

前回の議会制度検討委員会で出された意見を踏まえ、加筆修正した「たたき台」をあらかじめ各委員に配布し、議会制度検討委員会当日は、小項目ごとに順次協議を行っていった。

全体的な流れを確認するとともに、二元代表制の表記の仕方、掲載する会議の種類、図の差し替え、イラストの変更、文字の大きさ、字体、矢印の太さなど細かい点まで、協議を重ねた。

次に、前回の議会制度検討委員会で検討事項となった議会活動（会議）の県内他市との比較については、各市それぞれの状況に応じて特別委員会又は任意の会議を開催していることから、会議の日数を単純に比較できるものではないため、今般の議会白書には掲載しないこととなった。

また、市民への周知方法については、「広報議会」に議会白書のエッセンスを抽出した概略記事を掲載するよう確認された。

6 平成 25 年 5 月 28（月）自主研究

ここでは、前回の議会制度検討委員会で出された意見を踏まえ、さらに議会白書の項目に「会議の流れ」を新たに追加するなど、加筆修正した「議会白書（案）」について、小項目ごとに順次協議を行った。

その上で、議会制度検討委員会として一定程度内容を固め、その内容を、各委員それぞれが各会派に持ち帰り、所属の議員に周知することとなった。

そして、6 月 5 日に開催される政策討論会全体会に報告することが確認された。

7 平成 25 年 6 月 5 日（水）政策討論会全体会

議会制度検討委員会として、「議会白書（案）」の内容が一定程度固まったため、政策討論会全体会に報告を行った。

各議員からは、議員活動、予算決算常任委員会の記載、会議の区分、会

派の構成、議員間討議、選挙、根拠法令、議長への審査請求、意見交換会のフロー図における議会の対応、議員名簿等について意見が出された。

8 平成 25 年 6 月 28 日（金）自主研究

先の政策討論会全体会で出された意見を踏まえ、修正したものについて、協議を行い、議会制度検討委員会として「見て 知って 参加する ための手引書 ～会津若松市議会白書 平成 25 年版～」を決定した。

なお、議会制度検討委員会として内容が固まったことに伴い、市民委員の任期が終了した。

9 平成 25 年 7 月 8 日（月）政策討論会全体会

議会制度検討委員会が作成した「見て 知って 参加する ための手引書 ～会津若松市議会白書 平成 25 年版～」を政策討論会全体会に報告し、原案のとおり承認され、議会として発行することが決定された。

完成した「見て 知って 参加する ための手引書 ～会津若松市議会白書 平成 25 年版～」は、別紙 1 のとおりである。（議会白書は、全 84 ページに及ぶものであるため、紙面の都合により、別紙には資料編の記載を省略した。）

第 5 議会白書の広報

次のとおり実施した。

(1) 市内各公共施設への設置

生涯学習総合センター（会津図書館）、各公民館、各コミュニティーセンター、市政情報コーナー、市内の小中学校等に備え付けた。

（詳細は別紙 2 のとおり）

(2) 会津若松市ホームページへ掲載した（7 月 22 日）。

(3) 広報議会 8 月 1 日号にエッセンスを抽出した記事を掲載した。

第 6 今後の取り組み方向

これまで、議会制度検討委員会で行ってきた事項については、以上のとおりである。

議会制度検討委員会には、「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方について」が政策課題として割り振られており、今後とも議会活動・議員活動・議員報酬・議員定数について、調査・研究していく必要があることから、今後の取り組み方向として次のとおりまとめたものである。

(1) 議会活動・議員活動・議員報酬・議員定数についての検証について

前期の議会制度検討委員会においては、平成 22 年 12 月 2 日に「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方 最終報告（案）」を政策討論会全体会へ提出した。

その最終報告（案）は、議員報酬については役務の対価であるとの考えから、その役務の内容（議員活動の範囲及び活動日数）について分析を行い、議員報酬モデル額は、上限を 770 万円とし、さらに当時の行財政状況を考慮してそれを現行額の 750 万円とするというものであった。また議員定数については委員会中心主義下における議員間討議が機能低下を招かない等の数として「29 人・33 人・30 人」の 3 案を提出するというものであり、政務調査費については財政事情や社会経済情勢を考慮しながら現行と同額の月額 35,000 円とするというものであった。

最終報告（案）については、討論があったことから、採決に付されたところ、賛成多数となり、議員報酬については原案のとおり、議員定数については 30 人、政務調査費月額については原案のとおり決したところである。（参考：議員報酬の月額は、平成 25 年 1 月から 7 パーセントが減額された。）

また、当該最終報告書は、ゴールではなく、スタートと受け止める必要があること、さらには、議会改革の実践とその説明責任を継続的に実践していくことを内外に宣言し、その履行を市民の皆さんに約束する「議会としてのマニフェスト」という意義を有することも併せて確認されたものである。

次期においては、当該最終報告書に係る議員報酬・議員定数等の妥当性について、改めて検証し、その結果を議会として市民に説明することが必要と考える。

さらには、前期からの申し送り事項と同様、今期の議会制度検討委員会においても市民委員の 2 名が会津若松市政策討論会に関する規程に基づき加わっているが、このことは議会内会議への市民参加であり、第三者機関ではない。先進の自治体議会では議会の附属機関で議員報酬を検討する方向性を模索しており、議会基本条例第 7 条（附属機関の設置）も踏まえ、その活用について研究することも必要と考えられる。

(2) 議会活動や議員活動の「見える化」の推進について

前期からの申し送り事項と同様に、議員報酬・議員定数の根拠となる議員活動の範囲・量や議会機能の維持・向上策等について、より多くの市民の理解が得られるよう、議会活動や議員活動の「見える化」を一層進めることが必要であると考ええる。

議会制度検討委員会では、議会活動の「見える化」の一つの手段として「平成 25 年版の議会白書」を発行したが、当該議会白書について、市民との意見交換会などさまざまな機会をとらえて説明し、そこで出された市民の意見を踏まえながら、内容についてのさらなる精査をすることが必要であり、また、資料の時点修正を行いながら、継続して議会白書

の発行をすべきものとする。

第7 これまでの調査研究に係る経過一覧

年	月 日	内 容
平成 23 年	10月 7 日	□自主研究（前期議会からの申し送り事項の確認）
	10月28日	□自主研究（議会制度検討委員会最終報告の確認）
平成 24 年	4月11日	□自主研究（具体的テーマの確認・決定、委員の公募、議会制度検討委員会活動の中間総括、今後の進め方）
	5月 1 日	□市民委員の公募開始
	5月28日	□自主研究（公募委員の選定方法、今後の進め方）
	6月 4 日	□自主研究（公募委員の選定）
	7月 2 日	□自主研究（福島町議会「議会白書」の事例研究）
	7月31日	□先進事例研究セミナー（福島町議会・溝部幸基議長＝福島町議会における「議会白書」の取り組み）
	8月 8 日	□自主研究（福島町議会「議会白書」事例研究の総括、今後の進め方）
	8月29日	□自主研究（「見える化」に係る課題の整理と方向性の決定）
	10月 5 日	□自主研究（「見える化」の内容）
	11月14日	□政策研究セミナー（法政大学法学部・廣瀬克哉教授＝議会活動・議員活動の見える化について）
	11月21日	□自主研究（政策研究セミナー受講後の総括、「見える化」の内容、今後の進め方）
	12月26日	□自主研究（「見える化」の内容）
平成 25 年	1月15日	□自主研究（「見える化」の内容）
	2月13日	□自主研究（仮称）「見て 知って 参加するための手引書～会津若松市議会白書 平成25年版」の内容
	4月15日	□自主研究（仮称）「見て 知って 参加するための手引書～会津若松市議会白書 平成25年版」の内容、政策討論会全体会へ報告する中間総括
	5月28日	□自主研究（仮称）「見て 知って 参加するための手引書～会津若松市議会白書 平成25年版」の内容
	6月28日	□自主研究（仮称）「見て 知って 参加するための手引書～会津若松市議会白書 平成25年版」の内容
	7月18日	□自主研究 政策討論会全体会へ報告する中間総括

見て 知って 参加する ための手引書

～会津若松市議会白書 平成25年版～

見て 知って

くなんしょ



参加して

くなんしょ



会津若松市議会

はじめに

会津若松市議会は、議会基本条例の前文で「多様な市民の多様な意見を多様に代表できる、という合議機関としての特性を最大限に生かしていくために、これまで以上に公平・公正・透明な議会運営や開かれた議会づくりを推進し、情報の提供と共有化を図りながら、市民の積極的な参加を求めていくことが必要である。」と規定しています。

この『見て 知って 参加する ための手引書 ～会津若松市議会白書 平成 25 年版～』は、議会基本条例の趣旨を踏まえ、市民の皆さんに議会の活動を見て、知っていただき、また、市民の皆さんに議会に参加していただくとともに、さらには、議会を活用していただくという、市民の皆さんの参加を得ながら進めていく協働型議会を目指して、より一層の議会の「見える化」を図っていくために作成するものです。

この手引書を市民の皆さんにご覧いただき、市議会をより身近に感じていただければ幸いです。

平成 25 年 7 月 会津若松市議会



議会ってなあに？・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

議会情報を見る 知る・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

議会に参加する・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

市民とともに歩む議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

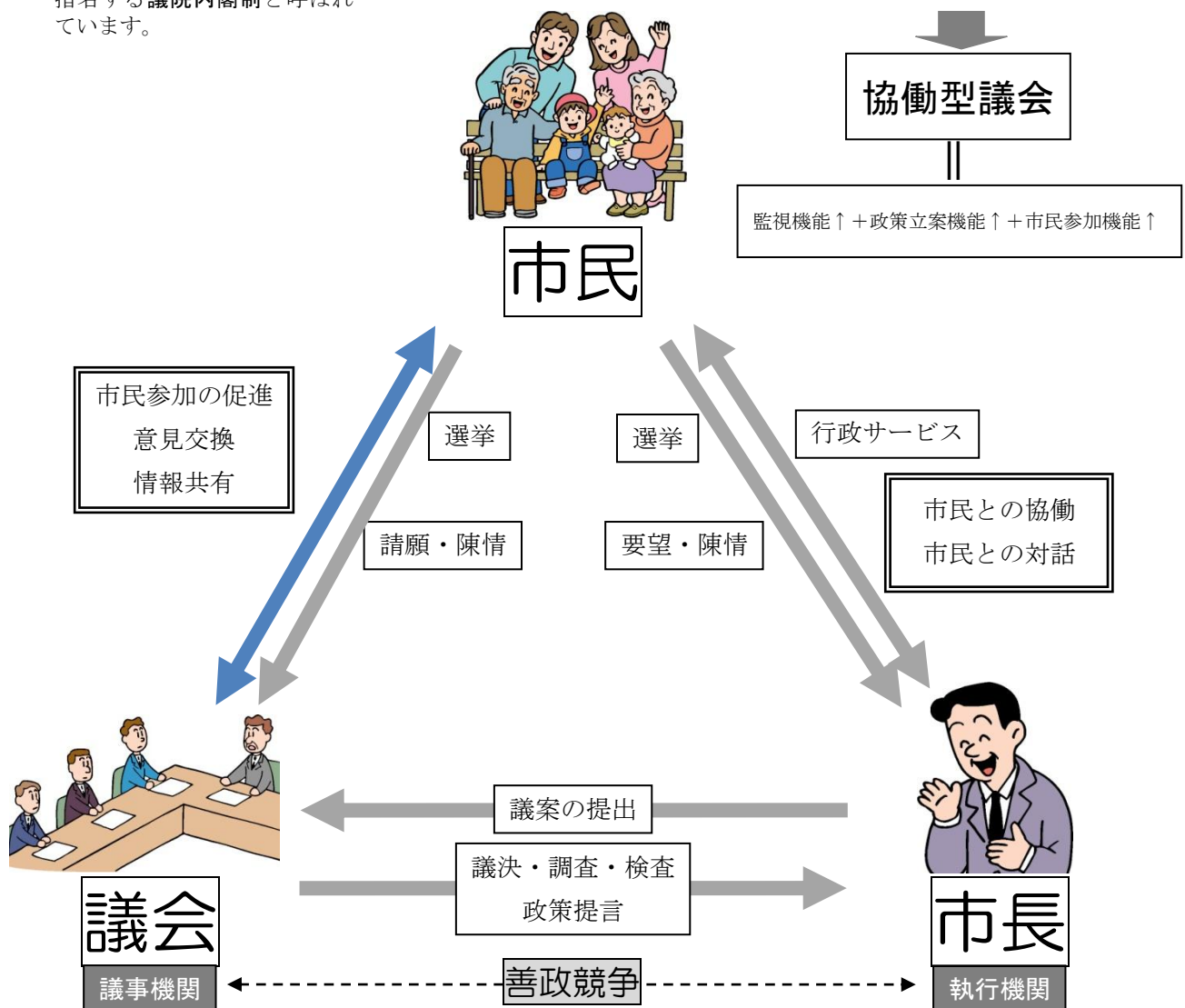
議会ってなぁに？

地方自治の制度は、首長（市長）と地方議会（市議会議員）という2種類の代表を住民（市民）が直接選挙で選ぶ二元代表制という仕組みになっています。

※ 国の政治の仕組みは、国民が国会の議員を選び、国会が国会議員の中から内閣総理大臣を指名する議院内閣制と呼ばれています。

会津若松市議会の目指す議会像

会津若松市議会は、市政に対する監視・チェックする機能、政策提言・政策立案する機能とともに、議会への積極的な市民参加機能を併せ持ち、それぞれの機能を向上させることにより、市民の負託に応える議会を目指しています。



☞ 会津若松市議会は議事機関として、執行機関である市長と対立関係ではなく、互いに独立・対等な立場で切磋琢磨し、最終的に市民生活・市民福祉の向上のために市政を担っています。

議会の役割は？

市議会は、市としての意思を決定するところです。

私たちが住んでいる会津若松市を住みよいまちにしていくためには、道路、下水道などの生活環境を整備したり、医療、福祉、教育などの公的サービスの充実を図っていく必要があります。そのためには、財源の問題や実施体制、ルールづくりといったさまざまな課題を解決していくことが必要です。

このような課題を解決していくためには、本来であれば、市民の皆さんが集まり、話し合うことが大切ですが、現実的には、市民全員が集まって話し合うことは大変困難ですので、市長と市議会議員を選挙で選び、その人たちが市民に代わって住みよいまちにしていくための方策や課題について話し合い、みんなの願いを実現しようとしています。

その話し合いが行われる大切な機関が、市議会です。

市議会は、市政を進めていく上での重要な事柄、つまり会津若松市の意思を決定するところです。例えば、条例の新設や廃止、予算を定めること、決算を認定することなどです。

このように議会が意思を決定することを議決といいます。

議会の権限は？

**市議会は、市民を代表する機関として十分な活動ができるよう、地方自治法などに基
づき、次のような権限を持っています。**

議会にはいろいろな権限があります。



議決権

条例の制定や改廃、予算の決定、決算の認定、一定額以上の契約の締結、市の重要な財産の取得または処分等の決定をします。(地方自治法第96条)

選挙権

市議会の議長、副議長、選挙管理委員などの選挙をします。(地方自治法第97条、第103条、第118条、第182条)

同意権

市長が副市長、監査委員、教育委員会委員などを任命するとき議会の同意を与える権限です。
(地方自治法第163条、第196条第1項など)

検査権及び
監査請求権

市の事務の執行状況について書類などにより検査し、監査委員に監査を請求することができます。(地方自治法第98条)

調査権

市の事務について調査することができ、必要に応じて関係者の出頭や証言、記録の提出を請求することができます。(地方自治法第100条第1項～同条第11項、第100条の2)

意見書
提出権

市の公益に関する事務について、国会や関係行政庁、県などに対して意見書を提出することができます。(地方自治法第99条)

自律権

議会の独立性と自主性を確保するために議会内部の事柄については、自ら決めることができます。(地方自治法第103条～第108条、第120条、第120条～第137条など)

議会活動(会議)は？

議会では、市の意思を決定する本会議をはじめ、さまざまな会議が開かれます。

議会活動である会議は、法律に定められている本会議や委員会などがあります。本会議には、定例会と必要な場合において招集される臨時会があります。定例会は、毎年3月、6月、9月及び12月の年4回と定められています。必要があるときは、前月に繰り上げ、または翌月に繰り下げることができます。

そして、議案の審査や議会の運営に関する協議又は調整の場として、議員全員協議会、各派代表者会、広報広聴委員会、政策討論会、市民との意見交換会等がそれぞれの目的に応じて設置されています。これらの会議は、議員全員で行うもの、30人の議員が7人から8人ずつに分かれて行うものなどさまざまな会議があります。

次のページで、
さまざまな会議
を紹介します。

議員は、会議に出席するばかりでなく、会議に出席する前提として行う政策研究、政策立案等をするための活動も行っています。

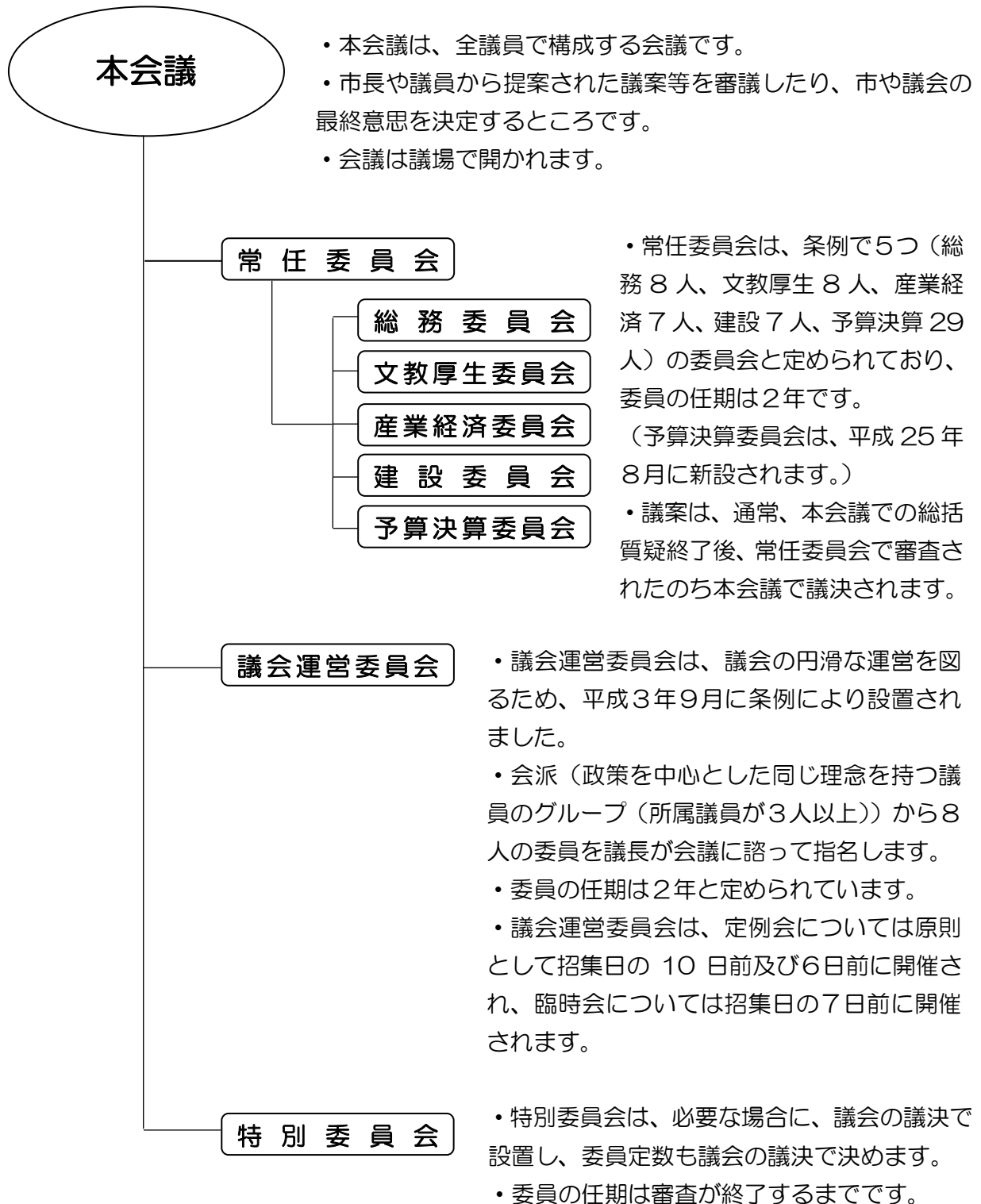
また市民要望、各種相談に応じる活動も議員の大切な仕事です。



会議の種類は？

議会には、本会議や各委員会をはじめとするさまざまな会議があります。

■地方自治法に定められているもの



■地方自治法の規定に基づき会津若松市議会会議規則に定められているもの

議員全員協議会

- ・全議員で構成する会議です。
- ・議会の運営、市政の課題等について協議又は調整を図るため、市長等からの説明及び報告並びに議員間の討議を行うところです。

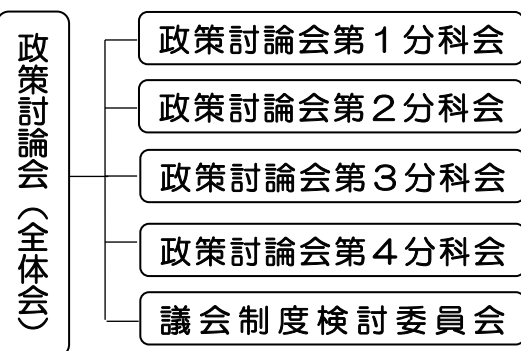
各派代表者会議

- ・会派（所属議員が3人以上）の代表者で構成し、会派間の調整及び協議を行うところです。

広報広聴委員会

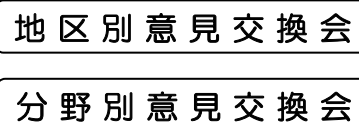
- ・8人の委員で構成し、議会広報紙の編集、市民との意見交換会等に関するところを行うところです。

■会津若松市議会基本条例に定められているもの



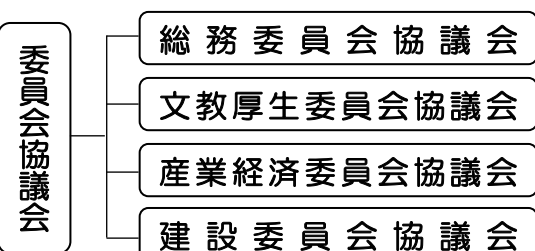
- ・全体会は議員全員により、各分科会は常任委員会の委員により、議会制度検討委員会は会派（所属議員が2人以上）から選出された委員と公募による市民委員2人により構成されています。
- ・市政に関する重要な政策と課題について、共通認識と合意形成を図り、政策を立案し、市長等へ政策提案及び政策提言を推進するための会議です。

市民との意見交換会



- ・議会で行われた議案等の審議の経過と結果について市民に報告するとともに、政策形成に関する意見交換を市民と行うために開催されます。

■その他のもの



- ・各協議会は、各常任委員会の委員により構成する会議です。
- ・市長等からの報告、説明を受け、聞き置くためそれぞれ開催されます。

会議の流れは？

議会(定例会)における会議の流れについての概要は次のとおりです。

招集告示

- ・定例会が招集される場合は、市長が7日前までに告示をします。

本会議

開 会

- ・議長の開会宣告により開会されます。これにより、法的に議会が活動できる状態になります。

会期の決定

- ・定例会の会期は、定例会では2週間から 3 週間程度が一般的です。

案件の上程

- ・会議の議題として審議の対象とすることです。

提案理由説明

- ・議案の提出者が議会に提案した理由を述べます。

一般質問

- ・一般質問とは、議員が、市の一般事務に対してその執行の状況又は将来の方針、政策的提言や行政への批判等を直接質問して確かめることです。

総括質疑

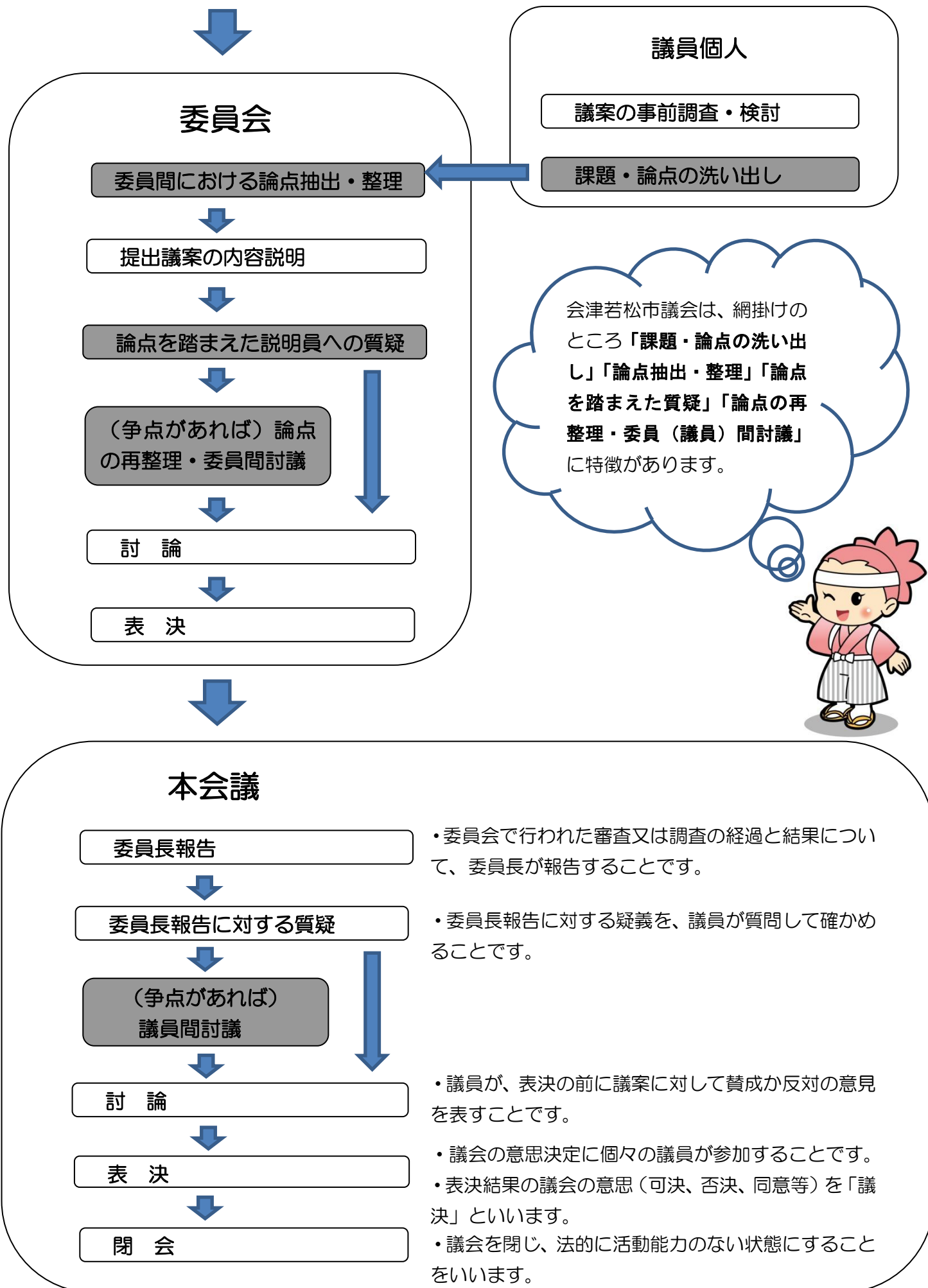
- ・議案に対する質疑です。ここでは、大綱（根本的なもの）について質疑が行われます。

委員会付託

- ・議案などを詳細に審議するため、議案の内容により所管する常任委員会（総務・文教厚生・産業経済・建設・予算決算）に送られます。



会議の流れは、次のページに続きます



議会情報を見る 知る

市議会ホームページ

ホームページでは、新着情報、議員紹介(会派別・委員会別名簿等)、議会日程、市民との意見交換会などさまざまな情報を掲載しています。

検索エンジンに「会津若松市議会」と入力し、検索してください。



Aizuwakamatsu City
会津若松市

| 文字サイズ |

市民

市議会

TOP > [分野](#) > [市議会](#)

各分野のページ

- [議長あいさつ](#)
- [議員紹介](#)
- [議会日程](#)
- [議会について](#)
- [請願・陳情](#)
- [広報広聴](#)
- [議会改革](#)
- [議会映像配信](#)
- [議会映像配信\(過去の録画映像\)](#)
- [市民との意見交換会](#)
- [議長交際費](#)
- [政務調査費](#)
- [行政視察受け入れ](#)

新着情報

-  [議長交際費報告 平成25年度](#)(2013年5月10日 議会事務局)
-  [過去の定例会結果\(広報議会\)](#)(2013年5月2日 議会事務局)
-  [平成25年5月に第10回市民との意見交換会を開催します](#)
-  [議会映像\(日毎、25年2月定例会\)](#)(2013年4月3日 議会事務局)
-  [議長交際費報告 平成24年度](#)(2013年4月3日 議会事務局)
-  [過去の議会映像](#)(2013年3月14日 議会事務局)
-  [議会映像\(25年2月臨時会\)](#)(2013年2月28日 議会事務局)
-  [湊地区水資源問題に係る検討委員会](#)(2013年2月12日)
-  [議会映像\(日毎、24年12月定例会\)](#)(2013年1月8日 議会事務局)
-  [平成24年11月に第9回市民との意見交換会を開催しました](#)

本会議・委員会の傍聴

本会議や委員会は一般に公開され、どなたでも傍聴できます。

本会議を傍聴される際に特別な手続きはありません。市役所本庁舎3階の議場傍聴席に設置してある名簿に、住所・氏名を記入してください。また、委員会も同様の手続きで傍聴が可能です。ぜひ本会議や委員会を傍聴においでください。

※本会議及び予算決算委員会は市役所本庁舎3階の議場で、その他の委員会は本庁舎3階の第一委員会室又は第二委員会室で開かれます。

（議場までは、本庁舎正面入口階段から赤いラインに沿ってお進みください。）

※開催日程は、議会広報紙（2月、5月、8月及び11月発行。全戸配布）又は市のホームページで確認してください。

※傍聴に関し、不明な点は、議会事務局（電話 0242-39-1323）にお問い合わせください。



議会広報紙(あいづわかまつ広報議会)

年4回(2月、5月、8月、11月)、広報広聴委員会自ら編集のもと「あいづわかまつ広報議会」を発行し、全世帯に配布しています。

市議会定例会での会議の内容や議案等に対する議員の賛否の状況、その他議会の活動内容などをお知らせしています。

また平成22年度から音声データにて「声の広報議会」を作成し、ホームページに掲載などとしています。



会議録検索システム

市議会のホームページから会議録検索ができます。

平成 19 年 2 月定例会分から、市議会のホームページより本会議の会議録が閲覧及び検索ができます。



「会議録検索システム」は、会津若松市ホームページ（トップページ）に「市議会」がありますので、その「会議録検索システム」から利用できます。

なお、製本した会議録は、議会事務局のほか、市政情報コーナー（本庁舎 2 階）、会津図書館（生涯学習総合センター内）で閲覧ができます。

議会映像配信システム

市議会のホームページから議会映像をご覧いただけます。

平成 24 年 6 月定例会より、本会議での議会映像をインターネットによりライブ中継と録画中継で配信しています。

ライブ中継はユーストリームを活用し、また録画中継はユーチューブを活用しています。どちらも市議会のホームページからアクセスし、視聴できます。

なお、議会映像を録画したブルーレイディスクの貸出を行っています。

ライブ
中継

議会映像配信

[TOP](#) > [分野](#) > [市議会](#) > [議会映像配信](#)

● 新着情報

■ [議会映像のライブ配信を行っています\(本会議午前10時から\)](#) (2012年8月2

録画
中継

議会映像配信(過去の録画映像)

[TOP](#) > [分野](#) > [市議会](#) > [議会映像配信\(過去の録画映像\)](#)

● 新着情報

■ [議会映像\(日毎、25年2月定例会\)](#) (2013年4月3日 議会事務局)

■ [過去の議会映像](#) (2013年3月14日 議会事務局)

■ [議会映像\(25年2月臨時会\)](#) (2013年2月28日 議会事務局)

議会に参加する

「選挙」で参加する

市議会の議員は、住民によって直接選挙で選ばれます。

選挙権は、日本国民で満 20 歳以上であり、引き続き3ヵ月以上、その市に住所のある人が持っています。

被選挙権は、その選挙権があり、年齢が満 25 歳以上の人が持っています。

市議会の議員の任期は4年で、現在の議員の任期は平成 27 年8月6日までです。

「直接請求」ができます

一定の条件を満たせば、地方自治法の規定に基づき、市の条例制定や改正、廃止の請求、市議会の解散の請求、市長・市議会議員などの解職の請求をすることができます。



条例制定、改廃請求には有権者の **50 分の 1 以上の署名** が必要です。(請求先 市長)

議会解散、市長・議員の解職請求には有権者の **3 分の 1 以上の署名** が必要です。(請求先 選挙管理委員会)

市の事務全般の監査請求には有権者の **50 分の 1 以上の署名** が必要です。(請求先 監査委員)

議長へ審査の請求ができます

市民は、議員に政治倫理基準(会津若松市政治倫理条例第 4 条)又は法令若しくは条例に違反行為があると認めるときは、証拠書類(伝聞、憶測、うわさなどの不確かなものは不可です。)を添えて、選挙権を有する4人以上の連署とともに議長に対して審査の請求をすることができます。

「請願」・「陳情」ができます

市民の皆さんは、議会に市政に対する要望や意見又は国・県などに対して要請してもらいたいことを「請願」・「陳情」という形で、文書で提出することができます。

請願として提出する場合は、地方自治法の規定により、紹介議員が1人以上必要です。

陳情として提出する場合は、紹介議員の必要はありません(陳情の提出に法的根拠がないため)。

会津若松市議会では、陳情も請願に準じて取り扱っています。



受理された請願(陳情)は、本会議に上程後、所管の委員会で審査され、本会議で採択(趣旨に賛成)・不採択(趣旨に反対)かを決めます。

その結果は、請願(陳情)の提出者に通知され、採択された場合は、その旨を市長または関係機関に「意見書」として送付されます。その定例会で結論が出ない場合は、議会閉会中の継続審査となる場合もあります。

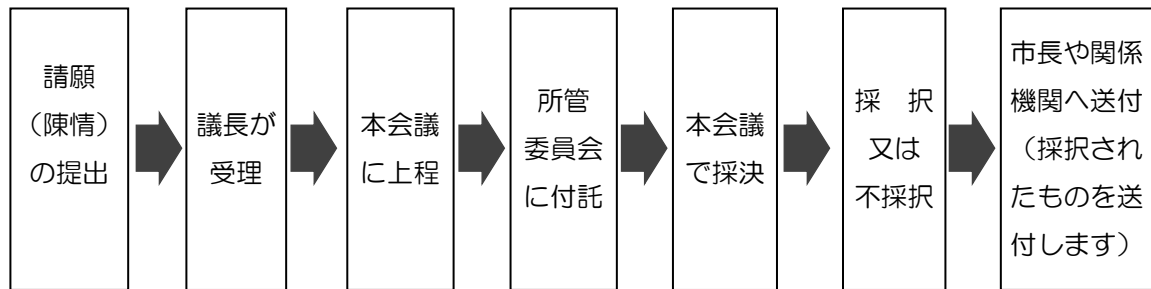
議会は、請願者(陳情者)の説明機会の確保に努めています。また議会は、請願者(陳情者)にその内容について説明を求めることがあります。

※ 請願・陳情はいつでも受け付けていますが、**定例会招集日の3日前までに**受理したものをその定例会で審査します。提出前に一度、議会事務局へご連絡ください。

【請願(陳情)書の書き方例】

請願書は、紹介議員がいれば、どなたでも提出できます。 陳情書は、市民であれば、どなたでも提出することができます。	年 月 日 請願(陳情)書 会津若松市議会議長 請願(陳情)者住所 (団体名) 氏名 ㊟ 連絡先(電話番号、担当者名) 紹介議員 氏名 〇〇〇〇について (本文)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・。下記のとおり、請願(陳情)いたします。 記 1 △△△△△△について国等関係機関に要請すること。 2 □□□□□□について早急に行うこと。	提出者は、住所・氏名・電話番号を書き押印してください。 法人及び団体の場合は、名称・代表者の氏名を書き押印してください。
市政についての要望をできるだけ簡潔に書いてください。		請願を提出する場合は、紹介議員が1人以上必要です。 請願の内容に賛意を有する議員の署名・押印をもらってください。

【請願（陳情）のながれ】



◆審査結果（平成 24 年 1 月から平成 24 年 12 月まで）

区 分	請 願	陳 情	計
採 択	2	4	6
一 部 採 択	1	0	1
不 採 択	3	2	5
継 続 審 査	1	0	1
取 り 下 げ	0	1	1
審 議 未 了	0	0	0
計	7	7	14

◆採択された請願・陳情とその結果

請願・陳情名	結 果
福島県最低賃金の引き上げと早期発効について（請願）（平成 24 年 2 月定例会）	採択され、福島労働局長へ意見書を提出しました。
消費税率引き上げ反対について（請願）（平成 24 年 2 月定例会）	採択され、内閣総理大臣及び財務大臣へ意見書を提出しました。
会津若松市公設地方卸売市場における市場使用料等の引き下げについて（陳情）（平成 24 年 2 月定例会）	採択され、市長へ採択された旨を通知しました。 平成 25 年 2 月市議会定例会に、市長から、会津若松市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例が提案され、審議の結果、市場使用料は現行の 4 分の 3 に引き下げられることが決定しました。
城西地区における河川工事の早期着工について（陳情）（平成 24 年 9 月定例会）	採択され、市長へ採択された旨を通知しました。
飯盛山の白虎隊自刃の地への公衆トイレの設置について（陳情）（平成 24 年 9 月定例会）	採択され、市長へ採択された旨を通知しました。 平成 25 年 2 月市議会定例会に、市長から、飯盛山公衆トイレ改修にかかる補助金が平成 25 年度当初予算として提案され、審議の結果、原案のとおり決定されました。
建設工事の発注平準化について（陳情）（平成 24 年 9 月定例会）	採択され、市長へ採択された旨を通知しました。

議会と直接「意見交換」ができます

市民の皆さんのさまざまなご意見を伺うため、「市民との意見交換会」を開催しております。

会津若松市議会は、「市民との意見交換会」でいただいた市民意見の中から市政の問題点を発見し、課題を設定し、課題解決に向けた分析・調査研究を行い、さらに、「市民との意見交換会」での意見交換を通して、政策立案、政策提言につなげることで、市民意見に応えられるように取り組んでいます。

地区別意見交換会



気軽に来て
くなんしょ。

平成 20 年 8 月より毎年 2 回（5 月と 11 月）、「地区別意見交換会」を市内 15 か所で開催しております。

市政に関する意見や各地区の課題などをお聞かせください。どなたでも参加できますので、多くの皆様のご参加をお待ちしております。

開催日程は、広報議会（5 月及び 11 月に発行。全戸配布）又は市ホームページで確認してください。

「市民との意見交換会」で出された意見等により行った課題分析・研究の事例

●市の財政状況を分析

⇒財政調整基金の少なさを指摘しました。

☞H23 年度末基金残高が約 24 億円までになりました。

●議会・議員活動、議員報酬、議員定数等のあり方を研究

⇒一定の考え方を取りまとめました。

☞議会の「見える化」を図るため、平成 25 年 7 月に議会白書を発行しました。今後毎年、議会白書の作成に取り組めます。

●鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想素案の調査研究

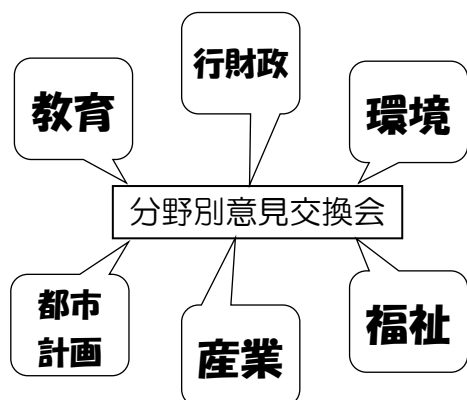
⇒素案の見直しを決議しました。

☞鶴城小学校の建替事業が始まりました。

●湊地区水資源問題の検討

⇒湊地区水資源問題に係る検討委員会を設置し、議会としての考えを取りまとめました。

分野別意見交換会



☞ 分野別意見交換会は、議会内における政策立案の必要性に応じて開催するほか、各種市民団体等の要請に応じて開催する意見交換会です。

開催を希望する場合は、議長あてに文書で依頼をしてください。内容を精査、確認し、ご連絡します。

これまでの開催実績（ ）内は開催趣旨

- 幼稚園協会・保育所連合会
（幼稚園、保育園の現状把握）
- 障がい者地域自立支援協議会
（障がい者の現状把握・理解）
- 障害者の明日を考える会
（障がい者の日常生活の現状を理解）
- 会津・図書館を考える会
（図書館の果たす役割）



【平成 22 年 2 月 会津・図書館を考える会との分野別意見交換会】

市民とともに歩む議会

議会改革の取り組み

市議会は、議会改革に取り組んでいます。

会津若松市議会は、平成 20 年 6 月定例会において賛成総員で可決、制定された議会基本条例をツールとして、市民参加型政策形成サイクルの実践など議会改革を進めてきました。

しかしながら、条例の目的にある「地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与すること」の実現は、まだまだ途上の段階であり、これからも継続して議会改革に取り組み、真に市民から信頼され、市民生活の向上に役立つ議会づくりを目指していきます。

そのため、「市民の負託に応えうる合議体たる議会づくり～市民に信頼され、市民に役立つ真の議会を目指して～」を新たな基本理念とし、新たな事項を加味しながら議会改革に取り組んでいます。

なお、以下の 5 つの基本方向に基づく具体化方策及び検討事項については、36 ページをご覧ください。

【基本理念を実現する基本方向】

- 1 公平・公正・透明な議会運営
- 2 市民本位の政策決定、政策監視及び評価の推進
- 3 開かれた議会運営の実現
- 4 政策提言と政策立案の強化
- 5 継続的な議会改革への取り組み



市民意見を起点とした政策形成への取り組み ～あなたの意見で政策づくり～

会津若松市議会では、「市民との意見交換会」での意見を起点として、市民意見・要望に
応えていこうという取り組みを行っています。

そのプロセスは、「市民との意見交換会」で市民意見を聴取し、そこから、「問題発見」、
「課題設定」し、設定された課題を政策討論会で「問題分析」、「調査研究」を進めながら、
政策立案・政策提言等に結びつけていこうというものです。

こうしたことにより、個別に寄せられた市民意見・要望に応え、議会の政策立案機能、
監視機能の向上を図り、最終的にはまちづくりへの貢献を目指すというものです。

このサイクルを会津若松市議会では、「政策形成サイクル」と呼んでいます。

以下に「政策形成サイクルにおける意見交換会の位置づけ」（図１）及び「市民との意見
交換会での意見、提言、要望等の分類イメージ」（図２）をお示しします。

図 1

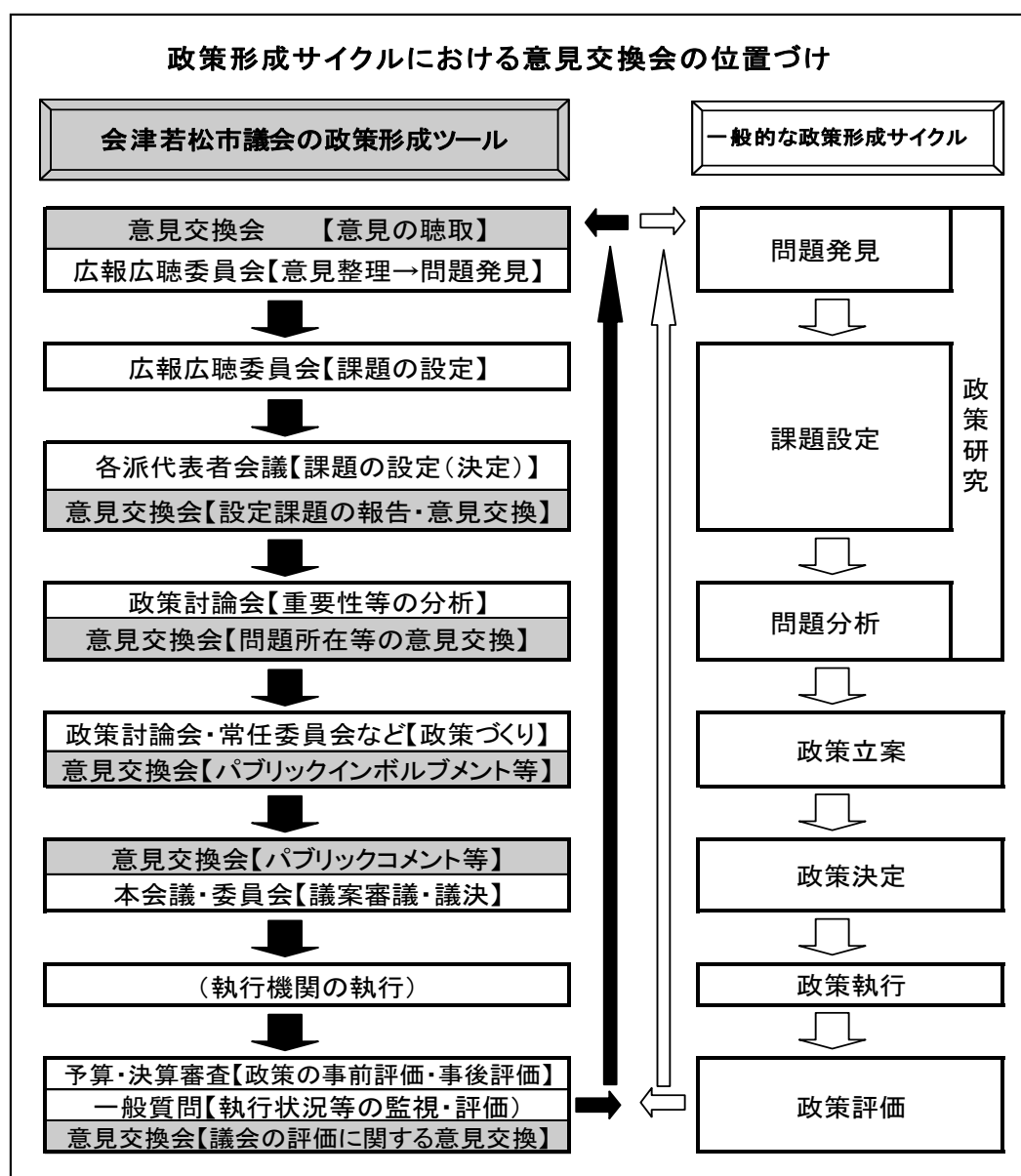
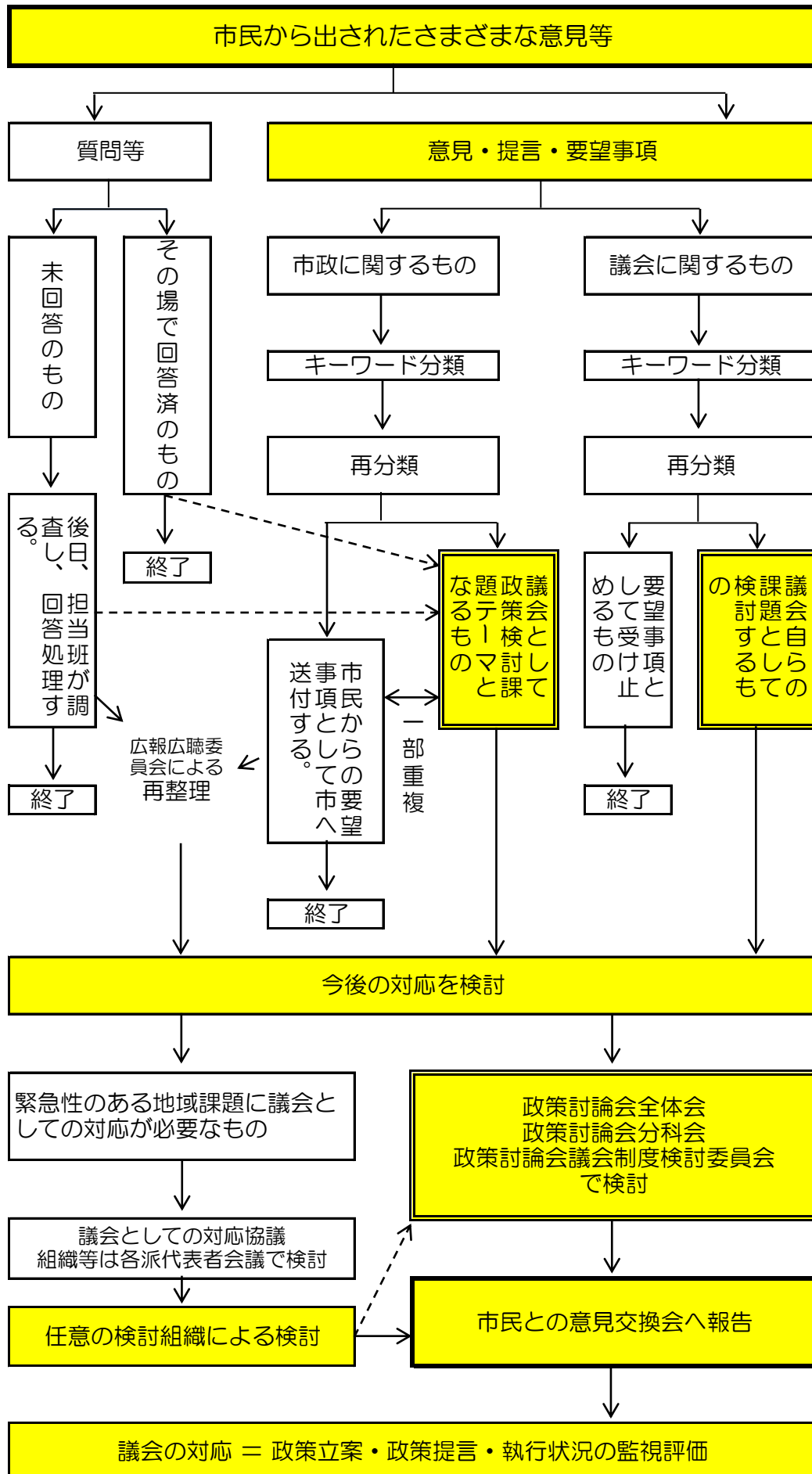


図 2

市民との意見交換会での意見、提言、要望等の分類イメージ



(参考)平成23年の一般選挙後に設定した課題は以下のとおりです。

現在、このテーマに基づき、政策討論会各分科会等で調査研究を行っています。

大分類	テーマ		検討主体
A 議会	1	議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方について	議会制度検討委員会
B 行財政	2	本市財政の持続可能性と事業・サービスとの調和について～市民が事業・サービスを選択しうる舞台づくり	第1分科会
	3	行政サービス提供機能のあり方と庁舎等整備の方向性について	第1分科会
	4	民間委託のあり方について	全体会
C 生活・環境	5	防災などの地域の諸問題解決に向けた地域と行政機関等との連携による新たな地域社会システムの構築について	第2分科会 第4分科会
	6	地域環境の保全について	第2分科会
D 健康・医療・福祉	7	高齢社会及び少子化社会における社会保障サービスとその負担のあり方について	第2分科会
E 産業経済	8	地域経済活性化と持続可能な地域産業の維持・育成について	第3分科会
F 建設・都市計画	9	都市計画の基本的方向性について	第4分科会
G 教育・文化	10	教育・学習環境の整備について	第2分科会

議会活動の成果

1 会津若松市議会からの政策提言

平成23年2月15日に行われた市議会政策討論会全体会において、市議会の政策に関する提言がまとまり、同年2月24日に市長に対して政策提言を行いました。

その内容は、以下のとおりです。

なお、具体的内容については、65ページから70ページをご覧ください。

- (1) 財政に関して提言すべき事項
- (2) ごみ減量化に関して提言すべき事項
- (3) いっ水対策に関して提言すべき事項
- (4) 市営住宅に関して提言すべき事項

2 請願・陳情の具現化された内容

平成24年中に採択された請願・陳情について、13ページのとおりに具現化が図られました。

3 決算審査と予算審査の充実に向けた取り組み

平成24年9月定例会における決算審査は、議長を除く議員全員により決算特別委員会が設置され審査が行われ、執行機関の作成した平成23年度行政評価結果報告書を参考に、第6次会津若松市長期総合計画に掲げる基本施策に対し、4つの各分科会において評価を行いました。

評価結果及び要望的意見等については、執行機関へ送付するとともに議会としては次年度の予算審査などを通してそのチェックを行い、政策課題の解決に結びつけていきます。

また、最終本会議では、第6次会津若松市長期総合計画に掲げる基本施策に対し、その評価に関する決議が提案され、いずれも賛成多数により議決されました。

なお、評価、要望的意見及び決議の具体的内容については、71ページから79ページをご覧ください。



【平成24年10月 第6次会津若松市長期総合計画に掲げる基本施策に対し、市長に提言しました。】

議会の評価をいただいています

会津若松市議会の議会活動に対して、さまざまな評価をいただいています。

○ 日経グローバル「議会改革度」

日本経済新聞社産業地域研究所では、2010年、2012年と、全国市区議会を対象に、議会の情報公開、議会への住民参加、議会の運営方法などについて調査し、ランキングにしています。

会津若松市議会は、2010年が9位、2012年が12位と高い評価をいただいています。



○ 早稲田大学マニフェスト研究所「議会改革度調査」

早稲田大学マニフェスト研究所では、地方議会の現状を把握するため、「議会改革度調査」を2010年から行っています。

会津若松市議会は、各都道府県・市区町村を含めた中で、2010年が2位、2011年が5位、2012年は3位という高い評価をいただいています。

○ マニフェスト大賞（委員長：早稲田大学大学院 北川正恭教授）

第4回「最優秀成果賞」(平成21年)

議会基本条例の制定後、直ちに広報広聴委員会を設置し、市民との意見交換会を定期的で開催して市民の意見を議会内で政策に結びつける、生きた政策形成サイクルが評価されました。

第5回「優秀議会改革賞」(平成22年)

市民参加を基軸とした政策形成サイクルの拡張と精緻化に挑み、専門的知見活用や議員間討議の成果による議会決議によって鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想（素案）が見直され、二代表制の一方の代表機関である議会の総合力を示すとともに、政策形成サイクルの新たな可能性を実証したと評価されました。

第6回「優秀成果賞」(平成23年)

市民との意見交換会を起点とし、住民と歩む議会の実践の取り組みが評価されました。具体的には、「議会活動と議員定数等との関連性およびそのあり方」の検討において、議会制度検討委員会に、議員だけではなく公募市民が入っていること、さらには、不透明で理論化されていなかった議会・議員活動を概念化し、それとの関連で議員報酬・定数を導き出したことが評価されたものです。

また、この政策サイクルは、財政運営、ごみの減量化などさまざまなテーマで実践されている点も評価されました。

見て 知って 参加する ための手引書
～会津若松市議会白書 平成25年版～

設置箇所

設置箇所の名称	部数	備 考
市政情報コーナー（本庁舎2階）	2	7月22日送付
市政情報ボックス	1	7月22日送付
生涯学習総合センター（会津図書館）	2	7月22日送付 （総務課の文書便）
北公民館	2	
南公民館	2	
大戸公民館	2	
一箕公民館	2	
東公民館	2	
湊公民館	2	
北会津公民館	2	
河東公民館	2	
湊市民センター	2	
行仁コミュニティセンター	1	7月22日送付 （管理者会議）
日新コミュニティセンター	1	
城北コミュニティセンター	1	
城西コミュニティセンター	1	
松長コミュニティセンター	1	
真宮コミュニティセンター	1	
鶴城コミュニティセンター	1	
城南コミュニティセンター	1	
謹教コミュニティセンター	1	
ふれあいハウス（市民スポーツ広場内）	1	7月22日投函
河東支所	1	7月22日送付 （総務課の文書便）
北会津支所	1	
中央公民館神指分館	1	
河東農村環境改善センター	1	7月22日投函
小中学校（ザベリオ小中学校、会津学鳳中学校含む。）	33	7月22日送付（教育委員会経由及び投函）
合計	70	